

地域指定年度	旧焼津市	昭和 47 年度
	旧大井川町	昭和 48 年度
計画策定年度	旧焼津市	昭和 49 年度
	旧大井川町	昭和 50 年度
区域変更	旧大井川町	昭和 51 年度
計画見直し年度	旧焼津市	平成 3 年度
		平成 10 年度
		平成 15 年度
	旧大井川町	平成 5 年度
		平成 10 年度
		平成 17 年度
焼津市	平成 22 年度	

## 焼津市農業振興地域整備計画書

平成 30 年 5 月

静岡県焼津市

## 目 次

	ページ
第 1 農用地利用計画 .....	1
1 土地利用区分の方向 .....	1
(1) 土地利用の方向 .....	1
ア 土地利用の構想 .....	1
イ 農用地区域の設定方針 .....	3
(2) 農業上の土地利用の方向 .....	4
ア 農用地等利用の方針 .....	4
イ 用途区分の構想 .....	5
ウ 特別な用途区分の構想 .....	6
2 農用地利用計画 .....	6
第 2 農業生産基盤の整備開発計画 .....	7
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 .....	7
2 農業生産基盤整備開発計画 .....	7
3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	8
4 他事業との関連 .....	8
第 3 農用地等の保全計画 .....	9
1 農用地等の保全の方向 .....	9
2 農用地等保全整備計画 .....	9
3 農用地等の保全のための活動 .....	9
4 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	10
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 .....	11
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 .....	11
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標 .....	11
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 .....	13
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 .....	14
3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	15

第5	農業近代化施設の整備計画	16
1	農業近代化施設の整備の方向	17
2	農業近代化施設整備計画	18
3	森林の整備その他林業の振興との関連	18
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	19
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	19
2	農業就業者育成確保施設整備計画	19
3	農業を担うべき者のための支援の活動	19
4	森林の整備その他林業の振興との関連	19
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	20
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	20
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	20
3	農業従事者就業促進施設	21
4	森林の整備その他林業の振興との関連	21
第8	生活環境施設の整備計画	22
1	生活環境施設の整備の目標	22
2	生活環境施設整備計画	25
3	森林の整備その他林業の振興との関連	25
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	25
第9	付図	別添
1	土地利用計画図（付図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	
4	生活環境施設整備計画図（付図6号）	
別記	農用地利用計画	27
(1)	農用地区域	27
	ア 現況農用地等に係る農用地区域	27
	イ 現況森林、原野等に係る農用地区域	27
(2)	用途区分	28

## 第1 農用地利用計画

### 1 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 土地利用の構想

本市は、静岡県ほぼ中央に位置し、北は静岡市に接し、東は駿河湾に臨み、西は藤枝市と島田市、南は大井川を挟んで吉田町と接しており、総面積は70.31km<sup>2</sup>である。

また、志太平野の南部に位置する本市は、北部に高草山(標高501m)から大崩海岸の海食崖による山地があるものの、北部から南部にかけて駿河湾に臨む15.5kmの海岸線を有しており、区域の海岸線に沿って、ほとんどが平坦地となっていることから、可住地率が90%以上と高い地域である。

気象は、年平均気温17℃前後、年平均降水量は2000mm前後で、冬季においてもほとんど積雪がなく、極めて温暖な気候であり、1年を通して過ごしやすい地域である。

さらに、一級河川の大井川から取水する多数の用水が市内を流れ、農業用水を始め、工業用水、生活用水等の地域用水として利用されており、産業振興や住環境には恵まれた地域である。

主要交通機能としては、東海道本線の2つの駅(焼津駅、西焼津駅)や東名高速道路の焼津インターチェンジと大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ、焼津漁港や物流機能を持つ大井川港を有し、国道150号などの幹線道路が市域を通過している。

また、平成21年6月に開港した富士山静岡空港からは、市域のほとんどが20km圏内にあるなど、陸、海、空とも交通・輸送の利便性に優れた地域である。

本市の農業振興地域内における土地利用の現況は、農地は1,641haで年々減少しているものの、減少率はゆるやかになってきている。農業用施設用地は6haで大規模農家の土地集約化における必要な施設の増加が見られる。森林・原野は342haで大きな変化は見られない。その他は2,375haで住宅地や工業用地などとして利用されており、年々増加傾向となっている。

人口動向としては、平成20年11月1日に旧焼津市と旧大井川町が合併し、本市の人口は平成27年の国勢調査によると139,462人(世帯数50,648戸)であり、県内では7番目に多い人口となっている。

総就業産業別人口は平成27年において71,138人で産業別区分構成比は、第1次産業2,063人(2.9%)、第2次産業25,386人(35.7%)、第3次産業41,766人(58.7%)となっている。

また、本市の総生産額は、平成22年の9,531億円から平成26年には9,165億円と366億円の減少となり、すべての産業分野において大変厳しい経済情勢である。今後の見通しとして、第1次産業における高齢化や担い手不足などにより、第1次産業の就業人口は減少傾向が予測され、第3次産業の就業人口が増大されると見込まれるとともに、景気の動向や経済情勢の見通し、さらに人口の減少や少子、高齢化等の見通しを踏まえると本市の総生産額

は減少傾向をたどっていくと予想される。

このような中、本市の第5次焼津市総合計画後期基本計画における土地利用の考え方では、市域がほぼ平坦地という地勢の良さに加え、富士山静岡空港や東名高速道路焼津インターチェンジ及び大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ等の交通・輸送機能の有利性を活かした産業振興をより一層図るため、その条件整備として、必要な道路整備や河川改修を着実に推進しつつ、新たな用地を造成するとともに、立地促進制度の創設などにより、企業誘致を積極的に進め、地域経済の活力増進と魅力ある雇用の場の確保を図っていく方向にある。

また、市民生活の利便性や住みやすい環境づくりを進めるため、土地区画整理事業や宅地開発事業等による計画的な都市基盤の整備により、良質な住宅地の形成を行い定住人口の増大を図る方向を示していることから、農業振興地域内における非農業的土地利用の需要増加が今後予想される。

このため、第5次焼津市総合計画、第3次焼津市国土利用計画、志太広域都市計画等の諸計画との整合を図りつつ、農地等として利用すべき土地の区域を明確にし、優良農地の確保に努めることとする。

また、非農業的土地利用については、農業的土地利用との計画的な調整を図るとともに、農業振興地域整備計画に即した土地利用を推進していくものとする。

具体的には、都市計画法に基づく市街化区域を除く地域を農業振興地域とし、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地は、農用地区域として設定し、農業生産基盤の整備などを進めるとともに、荒廃農地の再生や、認定農業者等への農地の集積・集約化を積極的に推進し、農地の有効利用を図る。

また、農業以外の土地利用の需要に対しては、既成市街地やその隣接地或いは、農用地区域外へ誘導するものとし、優良農地の保全・確保に努め、認定農業者等への農地の集積・集約化の妨げにならないよう調整するものとする。大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ周辺については、魅力ある地域拠点の形成を図る焼津ダイヤモンド構想及び焼津市戦略的土地利用構想を根幹として策定中の第6次焼津市総合計画に基づき、活力と防災の両面を兼ねそろえた新たな都市づくりの検討を進めていく。

単位：実数 ha、比率%

区分 年次	農地		農業用施設 用 地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現 在 (29年)	1641	37.6	6	0.1	342	7.8	2375	54.4	4364	100.0
目 標 (38年)	1610	36.9	7	0.1	342	7.8	2405	55.1	4364	100.0
増 減	△31	—	1	—	0	—	30	—	0	—

## イ 農用地区域の設定方針

### (ア) 現況農地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農地 1,641ha のうち、a～c に該当する農地 1,229ha について、農用地区域を設定する方針である。

#### a 集団的に存在する農地

10ha 以上の集団的な農地

#### b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

- ・ 農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
- ・ 区画整理
- ・ 農地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く）
- ・ 埋立又は干拓
- ・ 客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切り盛り等

#### c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・ 水稻や施設園芸等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
- ・ 高収益をあげている野菜のハウス団地
- ・ 国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

(a) 集落区域内に介在する農地で、団地規模が 0.5ha 以下の農地。

(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でない農地。

### (イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア) において農用地区域を設定する方針とした現況農地に介在又は隣接するものであって当該農地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる比較的大規模の土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。

土地改良施設の名称	位置(集落名等)	面積	農業用施設の種類
該当なし		ha	
計			

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農地に介在又は隣接するものであって当該農地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置(集落名等)	面積	農業用施設の種類
営農組合アメラ倶楽部	大井川地区(高新田)	2.7ha	共同栽培管理施設(ハウス)
計		2.7ha	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本市の農業振興地域内の森林、原野等の大半は、山間地に分布した傾斜地にあり、農用地区域への編入、土地利用転換は困難であるため、現況を維持する。

土地の種類	所在(位置)	所有者又は管理者	面積	利用しようとする用途	備考
該当なし					
計					

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農地等利用の方針

本市は、地勢や気象、水利などの自然環境に恵まれており、営農に適した条件が整っている。このような中、平坦部においては、水田を活用し、水稻を基幹作目に小麦等を組み合わせた土地利用型作物や、施設野菜、施設花卉、梨などを組み合わせた複合経営が行われている。また、水田裏作としてレタス等の露地栽培が行われている。山間部においては、傾斜地の特性を活かした茶やみかんの栽培が行われている。

今後も、これらの作物振興のために優良農地の保全・確保を図るとともに、認定農業者等への農地の集積・集約化を積極的に促進し有効利用を図っていく。

さらに、本市では、生産地と消費地が近接している強みを活かし、生産者の顔が見える地産地消を展開している。市内の直売所やファーマーズマーケットが地域住民に浸透し、新たな販路が確保されたため、今後、小規模販売農家を中心とした露地野菜の輪作による少量多品目生産を振興し、農地の有効利用を推進する。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草 放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林・ 原野等
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況
北部地区	243	243	0	—	—	—	—	—	—	0	0	0	243	243	0	—
中部地区	24	24	0	—	—	—	—	—	—	0	0	0	24	24	0	—
南部地区	956	941	0	—	—	—	—	—	—	6	6	0	961	946	0	—
計	1223	1208	0	—	—	—	—	—	—	6	6	0	1229	1214	0	—

## イ 用途区分の構想

### (ア) 北部地区

当地区は、朝比奈川以東に位置し、山間部と平坦部に分かれる。山間部では茶やみかんが生産されているが、急傾斜地で小規模に分散し、機械化の条件に恵まれていないことから、荒廃農地化が進んでいるため、再生し農地利用を図りつつ、農地としての利用が困難であれば非農地化し、新たな利用方法を検討する。平坦部では水稻中心の生産体系であるが、圃場整備が一通り完了しているものの低湿地帯で耕土が深く、水稻以外の農作物の栽培には適さない。

また、水田の1区画は小さいことから、認定農業者等への農地の集積・集約化を積極的に促進し、農地としての効率的な利用を図っていく。

### (イ) 中部地区

当地区は、本市の中央部に位置し、その9割が市街化区域に属しており、農地は市街化区域の外縁に散在する。そのほとんどが水田で、圃場整備は一通り完了しているものの水田の1区画は小さい。

このため、認定農業者等への農地利用集積を積極的に促進し、農地としての効率的な利用を図っていく。



また、生産地と消費地が近接している強みを活かし、小規模販売農家を中心とした露地野菜の輪作による少量多品目生産を振興し、農地の有効利用を推進する。

(ウ) 南部地区

当地区は、大井川水系に属する平坦部で、水田の大区画化、汎用化が進められており、20ha以上の集団的な農地が存在している区域もある。

このため、本市における最も重要な産地の条件を備えていることから、農地の集積・集約化の促進や高性能機械による効率的な農作業を推進し、農地としての合理的な土地利用を図っていく。

また、施設園芸の拡大が見込まれることから、周辺の農地利用に配慮しつつ、野菜や花卉などの施設の団地化とともに、農業近代化施設の整備を検討する。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし。

## 2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市における農業生産基盤整備の状況は、平坦部の水田においては、昭和20年代から40年代にかけて行われた土地改良事業により、圃場整備が一通り完了している。

また、北部の山間部（高草山）においては、昭和47年から平成6年にかけて行われた県営畑地帯総合整備事業により農道等の整備が完了している。

特に、平坦部における用排水路や農道については、整備後相当の年数が経過しており、施設の老朽化や機能低下が見られる箇所が増加していることから、これまでも、用排水路の再整備を重点的に進めてきている。

今後も、農地の保全・有効利用を図るため、農業振興地域整備計画に即し、用排水施設の整備や補修・更新等、農業生産基盤整備を推進する。

なお、整備にあたっては、高齢者や女性など作業者の安全や快適性、生態系や景観等への影響も配慮し、人や環境にやさしい事業の推進を図ることとする。

### 2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
用水改良	用水路の新設改修 L=29,800m他	大井川用水	7,450 (1,579)	1	国営かんがい排水事業 H11～H29 573,800,000千円
用水改良	水管理システム改修	栃山川上流	1,404 (554)	7	県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 H26～H29 170,000千円
用水改良	用水路工 L=460m	焼津 (和田用水)	136	8	県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 H27～H29 92,000千円
水門改修	頭首工1箇所	青木	579	⑫	県営(競)水利施設整備事業 H29～33 243,000千円
水門改修	頭首工1箇所	栃山川取水門	2,246	⑬	県営(競)水利施設整備事業 H30～31 157,000千円

基盤整備		東益津	25	⑭	県営(競)農地整備事業 H31～H34 250,000千円
基盤整備		藤守下小杉	30	⑮	県営(競)農地整備事業 H31～H34 200,000千円
水門改修	頭首工1箇所	朝比奈川統合堰	15	⑯	県営(防)農業用河川工作物等 応急対策事業 H33～H34 100,000千円
水門改修	頭首工1箇所	田中川3号取水門	2	⑰	県営(防)農業用河川工作物等 応急対策事業 H31～H33 100,000千円
水門改修	頭首工1箇所	黒石川4,5,6号取水門	5	⑱	県営(防)農業用河川工作物等 応急対策事業 H33～H36 200,000千円
水門改修	頭首工1箇所	中島川1,2号取水門	2	⑲	県営(防)農業用河川工作物等 応急対策事業 H33～H34 100,000千円
用水改良	揚水機場1式	田尻揚水機場	25	⑳	県営(交)水利施設整備事業 H31～H32 50,000千円
基盤整備		田尻北	10	㉑	県営(交)農地整備事業 H32～H36 100,000千円

※受益面積の( )内は、焼津市内の受益面積

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市においては、林業を主業とする世帯は存在せず、農業振興との関連性は低い。

しかし、森林は水源のかん養、土砂の流出防止、保健保養の場所としての機能以外に海岸部においては飛砂防止、潮害防止、風害防止、生活環境の保全等において重要な役割を果たしている。したがって、森林の整備にあたっては、これらを考慮し、健全な森林資源の維持増進に努めていく。

### 4 他事業との関連

沿岸部の荒廃農地を活用する内陸フロンティア多様化モデル事業、治山事業の推進や、公園や遊歩道などのレクリエーション施設の整備等の諸事業との連携・調整を図りながら、効率的で効果的な農業生産基盤整備事業の推進に努める。

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

本市では、農家の減少や農業従事者の高齢化、都市化や混住化の進行により、集落機能が低下し、農地や農業関連施設等の資源の保全が困難となってきている。

農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。

今後も農産物を安定供給し、多面的機能を発揮していくためには、平担部においては、用排水路や排水機場等の農業関連施設の更新・整備を進め、湛水被害の防止を図るとともに、農業生産活動による農地の有効活用を図り、荒廃農地の発生防止に努めるものとする。

また、山間部においては、治山事業を推進しつつ、多面的機能が発揮されるよう農地の保全を計画的かつ効率的に実施するものとする。

#### 2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
多面的機能 支払交付金	用排水路等の資源 を保全する地域ぐ るみの共同活動	和田地区	100.0ha	㊶	多面的機能支払 交付金 H29～H33 40,830 千円 (和田) 4,735 千円 (中の島) 4,040 千円 (下の島) 4,015 千円 (方ノ上) H28～H32 4,075 千円 (保福島)
		上小杉地区 (中の島)	11.6ha	㊸	
		(下の島)	17.2ha	㊹	
		方ノ上地区	10.1ha	㊺	
		保福島地区	12.5ha	㊻	
排水改良	排水機場 1ヶ所	焼津(焼津東 部)	49.0ha	㊼	県営基幹水利施設 ストックマネジメ ント事業 H27～H32 666,200 千円
農道整備	農道舗装補修・ 法面工	焼津(高草)	50.0ha	㊽	県営農道保全整備 事業 H24～H29 217,000 千円
排水改良	排水機場 1 式	藤守排水機 場	151 ha	㊾	県営(交)水利施設整 備事業 H32～H36 100,000 千円

### 3 農用地等の保全のための活動

農地を将来にわたって良好な状態で保全するためには、農業経営を継続する意欲ある農業者に利用されることが重要である。このため農地中間管理事業等を活用し、認定農業者等への農地の集積・集約化を推進する。

また、焼津市農業総合支援協議会における荒廃農地解消計画に基づき、荒廃農地の発生防止と解消を図る。この中において、荒廃農地や管理不十分による農地の機能低下を防止するための活動として、農地の所有者又は耕作者に対し、小規模な圃場整備を促進することで、生産条件の改善を図り、農地の有効利用を推進する。

さらに、多様な主体が参画した地域コミュニティによる共同活動を支援し、農地の多面的機能の適切な発揮や荒廃農地の発生抑制を図る。

また、湛水防除事業やため池等整備事業等を活用し、水害の防止や軽減対策を行い、農地等を保全する。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林は、良好な自然景観を形成しており、土砂災害等を防ぐ国土保全や水源のかん養など自然環境の保全に貢献している。

引き続き、森林の持つ生産機能以外の多面的機能を認識し、焼津市森林整備計画の基本方針に基づいて健全な森林資源の維持に努めていく。

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業構造の現状及び見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、静岡県が育成を目指すビジネス経営体に発展し得る効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。

具体的な経営の指標は、農業経営の発展を目指す農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの年間農業所得（おおむね800万円程度（1経営体当たり）、年間労働時間（1,800～2,000時間（主たる従事者1人当たり））の水準を目標とする。農業経営体の育成方向としては、省力・低コスト生産技術の導入により、生産性の向上を図るとともに、営農類型別の経営指標を目標に、経営規模拡大に向け、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業等の積極的な活用を促進する。

#### ア 北部地区

当地区の平坦部においては、水稻経営を中心に農地中間管理事業等の積極的な活用により、認定農業者等に対する農地の集積・集約化を促進し、経営規模の拡大を図るとともに、消費者ニーズにあった米づくりの推進を図り、水田農業経営の安定化を図る。

山間部における樹園地については、急傾斜地で機械化が進まないことから、茶やみかんを中心に優良品種への改植や少量高品質で需要者の要望に応じた流通により農業経営の安定化を図る。

#### イ 中部地区

当地区においては、市街化区域に近郊し都市化や混住化が進んでいるため、農業経営の規模拡大が今後とも見込めない。

このため、生産地と消費地が近接していることの強みを活かして地産地消を推進し、露地野菜の輪作による少量多品目生産を振興し、農業経営の安定化を図る。

#### ウ 南部地区

当地区においては、認定農業等の水稻専作経営や水稻と施設園芸等の複合経営の安定化を図るため、農地中間管理事業等の積極的な活用により、担い手への農地の集積・集約化を進める。

また、高性能機械等による農作業の省力化や効率化、低コスト化を図り、消費者ニーズにあった米づくりの推進や野菜等の産地維持により、農業経営の安定化を図る。

経営	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
家族経営	水稲+小麦	30.00	水稲 15ha+小麦 15ha	10	地域における農用地の利用に占めるシェアの目標 44.4%
	施設野菜+水稲	7.30	水稲 7.0ha+トマト 0.3ha	5	
		7.20	水稲 7.0ha+トマト 0.2ha、メロン(抑制)0.2ha	1	
		7.20	水稲 7.0ha+イチゴ 0.2ha	1	
	イチゴ	0.30	イチゴ 0.3ha	7	
	トマト	0.40	トマト 0.4ha	17	
	キク	0.60	キク 0.6ha×3作=1.8ha	3	
	花き+水稲	5.30	水稲 5.0ha+鉢花 0.3ha	5	
		7.30	水稲 7.0ha+キク 0.3ha	1	
	果樹+水稲	5.50	水稲 5.0ha+露地ナシ 0.5ha	2	
	温室メロン	0.16	温室メロン0.16a×4.5作=0.72ha	1	
	施設野菜 (ホウレンソウ)	0.40	ホウレンソウ0.4ha×7作=2.8ha	2	
	バラ	0.40	バラ 0.4ha	5	
	茶(自園自製)	3.00	茶 3.0ha	4	
	酪農(飼料購入型)	1.00	経産牛=40頭、育成牛=10頭	2	
採卵鶏	—	飼養羽数 2万羽	1		
組織経営体	水稲+小麦	60.00	水稲 30ha+小麦 30ha	4	
	トマト	0.60	トマト 0.6ha	4	
	鉢物(野菜苗・花き)	0.60	鉢物 0.6ha	1	

(注) 資料：「平成 26 年 10 月策定：焼津市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」

(2) 農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市は、農家の減少や農業従事者の高齢化、都市化の進展などにより、荒廃農地の増加が懸念されていることから、農地中間管理事業等の積極的な活用により、農地の集積・集約化を促進し、優良農地の保全と荒廃農地の発生抑制・再生に努め、認定農業者等の規模拡大を推進する。

また、認定農業者等が、将来における地域の担い手であることを周辺農家に周知し、認知してもらうことで、農地が認定農業者等へ集積されるよう啓発する。

さらに、認定農業者等の農業経営改善計画が中長期的な観点から立てられるよう、その生産基盤である農地が中長期の権利設定となるよう、指導・助言を行うこととする。



## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

### (1) 認定農業者等の育成対策

認定農業者等の育成対策としては、焼津市農業総合支援協議会の下、市と大井川農業協同組合が協力して設置した総合相談窓口「やいづ農業支援センター」が中心となり、農地中間管理事業等の積極的な活用を促進し、営農類型別の経営指標を目標に、経営規模拡大を推進する。

また、経営診断の実施や省力・低コスト生産などの先進的技術の導入等を含む、生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の指導・助言を行うなど、農業経営基盤強化促進法に基づく事業等を総合的に実施する。

### (2) 農地の集団化対策

認定農業者等に対して、農地が面的にまとまりのある形で権利設定されるよう、農地中間管理事業等を推進するとともに、焼津市水田利用調整会議（第三者組織）による、公平かつ適正な利用調整を図っていく。

また、農用地利用現況図等の作成及び提供を行うことなどで、担い手間における話し合いを促し、農地の交換等を含めた農地の集団化を促進する。

### (3) 農地の集積・集約化対策

市及び農業委員会は、農地の借入れ者又は貸付け者からの相談に対し、農業経営基盤強化促進事業又は農地移動適正化あっせん事業などが、認定農業者等への農地の集積・集約化の有効な方法となるよう適正な指導・助言を行う。

市及び農業委員会は、認定農業者等への農地の集積・集約化を促進するため、利用権設定等促進事業を推進する。

当市は、農地の借入れ及び貸付けを行う農地中間管理事業等を実施する。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、農業振興地域内の農地について行う農地保有の合理化のための権利移動のあっせん事業を実施する。

### (4) 農作業の受委託の促進対策

大井川農業協同組合、受託農家及び委託農家の三者により定めている農作業委託料金協定のもと、農作業受委託を推進し、認定農業者等の農業経営の安定化及び荒廃農地の発生抑制を図る。

### (5) 農業生産組織の活動促進対策

本市では、大井川農業協同組合が事務局を持つ「焼津地域水稻受託作業協議会」及び「焼津市大井川地区水田営農組合」の水田農業を担う生産組織がある。今後もこの生産組織の育成と活動を支援することで、認定農業者等に対する農地の集積・集約化を加速させる。

また、重点作物の産地形成と市場等への農作物の安定供給を担う、大井川農業協同組合の

各生産部会及び直売所やファーマーズマーケット等の地場への安定供給を担う産直組織や朝市グループは、農業生産の担い手として重要な役割を果たしている。

このため、これらの農業生産組織が産地形成・維持の強化につながるための活動を支援していくこととする。

さらに、自立経営を志向する農家を中心に組織する焼津市農業経営振興会について、今後とも相互研鑽等組織活動を支援し、農業経営の安定化を図る。

#### (6) 地力の維持増進対策

農業生産力を向上させるうえで極めて重要な地力増進を図るため、耕種農家と畜産農家の連携による家畜堆肥の利用、景観形成作物であるレンゲの栽培等、有機物の投入による土づくりに努める。

また、有機肥料や減農薬により、環境に優しく持続性の高い農業生産方式の導入に取り組むエコファーマー制度の普及推進を図る。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

本市では、地勢や気象、水利などの自然環境に恵まれるなかで、多種多様な農産物の生産が行われている。

しかし、農家の減少や農業従事者の高齢化等により、農業生産力の低下が見られるとともに重点作物を中心に産地維持が困難な状況になりつつある。

このため、産地形成・維持及び認定農業者等が中心となる営農組織や、ビジネス経営体を中心とした農業経営の安定化に向け、産地構造改革計画の目標達成に向けた、近代的な機械・施設の整備を検討する。

また、本市の特徴である生産地が消費地に隣接している強みを活かした販路拡大を推進するため、マーケティングに基づく新たな直売施設等の新設又は再整備を検討する。

#### (1) 重点作物

##### ア 水稲

水稲においては、米の消費の減少や米価の低迷が続く中、消費者のニーズに応える売れる米づくりの推進を図るとともに、水稲専作で規模拡大を目指す、中間管理機構等を活用した認定農業者等への農地の集積・集約化を加速化させ、水田農業経営の安定・発展に向けた取組みを強化していく。

このため、需要に即した生産体制の改善や、消費地に近郊する強みを活かす販路拡大を推進するとともに、認定農業者等における高性能機械や施設設備の共同利用による経営の合理化を促進する。

##### イ 小麦

小麦については、水田の高度利用として推進を図ってきており、ここ数年順調に作付面積が増加してきている。

また、本市では、地元企業の協力を得て、地元産小麦を醤油等の原料として活用するなど地産地消に取り組んでいることから、実需者のニーズに応じた高品質な小麦の安定生産を確保する必要がある。

このため、作業受委託を計画的に行うことで、作付面積を伸ばし、実需者ニーズに応じた優良品種を選定するとともに、共同乾燥調整施設等の有効利用を進め、高品質安定生産の確立を図っていく。

##### ウ 施設野菜

トマト、いちご等の施設園芸においては、産地を育成・維持する観点から、栽培施設の集団化・大型化を促進するとともに、低コスト耐候性ハウスや低コスト設備の導入、高度環境制御設備、省エネ設備の導入を促進し、生産性の向上と低コスト化を図る。

さらに、養液栽培及び高設栽培等の普及を図り、作業の省力化、軽減化を図ることで規模拡大を促進するとともに、糖度センサーの導入により、品質保証ができる産地化を目指す。

#### エ 露地野菜

レタス等の露地野菜については、実需者ニーズへの対応や作業の省力化による経営規模拡大を図るため、既存の集出荷施設の見直しを行い、合理的な集出荷体制となるよう集出荷施設の整備を進める。

また、小規模販売農家を中心とする少量多品目生産による露地野菜等については、直売施設の再整備や新たなファーマーズマーケットの整備を進める。

#### オ 果樹

みかん等の柑橘類については、高草山の急傾斜地を利用して栽培しているため、機械化が進まず作業の省力化を図ることが極めて難しい環境にある。また、樹齢が古く、樹高も高いことから作業効率も悪くなっており、農家の高齢化や担い手不足による労働力不足により、荒廃農地の増加が懸念されている。

このため、中晩柑等の優良品種への転換により労力分散を図るとともに、改植や園内道の整備、多目的スプリンクラー等の導入による省力化を推進し、労働環境の改善を目指す。

梨については、農家の高齢化や担い手不足により、廃園面積が増加しており、志太梨の産地維持が懸念されていると同時に、需要に見合った生産ができていないのが現状である。このため、生産組織の活性化及び、産地維持のための労力調整・確保システムの構築を図る。

#### カ 花き

きくとバラ等の施設花きは、農家の高齢化が進むとともに、販売価格の低迷や原油高による生産コストの高騰などにより、経営は厳しい状況にある。

このため、消費者ニーズに応じた品種選定や、施設利用率の向上による生産量の増加を図るとともに、ヒートポンプの導入等により、低コスト生産と品質向上を図る。

#### キ 茶

茶は、急斜面を畑地化した場所も多いことから、機械化や大量生産には不向きな産地である。また、茶産業を取り巻く環境は、経済、消費とも厳しく、担い手の兼業化や高齢化の進展、基盤整備の遅れ、荒茶加工施設の老朽化等の厳しい現状に直面している。

このため、認定農業者等を中心に茶園の利用集積や、少量高品質な茶生産により他品種との差別化を進めるとともに茶工場や施設の更新と製茶業型茶工場の育成を図る。

## ク 畜産

酪農については、高品質で安定した生乳生産を図るとともに、家畜排せつ物の適正な管理及び畜産堆肥の利用促進や、耕種農家との連携による飼料用稲などの自給飼料向上に向けた取り組みを強化する。

採卵鶏については、鶏糞処理及びワクチン接種等による適正な飼養管理を維持し、経済性の高い周辺環境に配慮した養鶏経営を確立する。

## 2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
該当なし							

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市における農業従事者は、年々減少傾向にあり、高齢化も進んでいるが、近年では、非農家からの新規就農者や、農家の子弟からの就農者がわずかであるが増加傾向にある。

このような中、本市では、新規就農者及びその確保のための施設整備は行われていないが、市と大井川農業協同組合が協力して設置した総合相談窓口「やいづ農業支援センター」が中心となって、主に非農家からの新規就農希望者の相談業務を行い、就農までの適正な指導・助言を行っている。

また、県が実施しているがんばる新農業人支援事業等の新規就農支援策と連携を図り、研修受入れ先農家との連絡・調整を行っている。

今後も新規就農者を確保するための施設整備の構想はないが、これまでの就農相談体制や研修受入れ体制等を一層強化するとともに、新規就農者が経営安定できるまでの間における就農支援の充実化を図る。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対函番号	備考
該当なし					

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

農家の子弟からの就農希望者においては、経営が円滑にスタートし、その後も確実に経営が継続されるよう、就農準備等に必要な資金手当てのあっせんや、農地中間管理事業等による農地のあっせンを促進する。また、県が実施する経営能力の向上や経営意識の改革を図るための研修会等への参加を誘導する。

非農家などの他産業からの新規就農希望者においては、焼津市農業経営改善支援センターが中心となって相談業務を行い、必要に応じて県などが実施するニューファーマー養成制度の活用を促し、農業の技術・知識の習得に向けた情報提供を行う。

また、市内外からの新規就農希望者が、将来にわたって市内に定住し、市内の農地をしっかりと利用することで、地域農業の担い手が確保されることが最も重要である。そのため、新規就農後から経営が軌道に乗るまでの間、農業次世代人材投資事業による所得支援を行い、就農後の定着を図る。

### 4 森林の整備その他林業振興との関連

該当なし。

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従業者の安定的な就業の促進の目標

本市における農家のほとんどは零細的な経営規模で、都市化の進展や市内外での就業機会の増大とともに、他産業に就業する傾向が強まったことから、恒常的勤務による安定兼業農家が増え、農業就業人口は減少している。

しかし兼業農家は農地の資産保有志向が強く、認定農業者等への農地の集積・集約化は進んでいない。

一方、経済情勢の変動で景気動向が安定しないため、雇用情勢は厳しく、若者層の農村離れによる農村集落の機能低下につながっている。

このような中、農村地域において安定的な雇用を確保し、兼業農家から担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、若年層の定住条件の整備により都市への流出を抑制し、農村集落の機能の維持を図る必要がある。

このため、就業相談活動の場の充実・強化を図るとともに、グリーン・ツーリズムや観光等との連携による農業の多角化を促進し、地元企業などと協働した新たなビジネスを創出することで、農村地域の地場産業の活性化を図る。

(単位：人)

区分	計
恒常的勤務	1,890
自営兼業	190

(注) 平成22年農林業センサスの就業状態別世帯員数及び平成27年農林業センサスの年齢別世帯員数を参考に目標を設定。

### 2 農業従業者の安定的な就業の促進を図るための方策

#### (1) 農業従事者の就業意向等を把握するための対策

農業委員会や大井川農業協同組合と連携を図りつつ、農家調査や集落座談会等の機会をとらえ就業意向等を把握する。

#### (2) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策

焼津公共職業安定所（ハローワーク焼津）を始め、焼津中高年齢労働者福祉センター（サンライフ焼津）、商工会、大井川農業協同組合などとの連携を図り、農業従事者に対する就業相談活動を行う。

#### (3) 企業進出に際しての地域関係者等との連絡調整方策

市では企業立地に対し、企業進出の円滑化のために企業と地域関係者との連絡調整に努めている。また、雇用に際しては、地域から優先的に雇用するよう、今後とも企業進出に対して指導していく。

(4) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保対策

地域農産物の産地ブランド化の育成と新商品の開発、生産・流通・販売が一体となった農産物に関するイベントの開催などで発信を行い、地域農産物の利用の増大と併せて地域産業の活性化による就業機会の拡大を図る。

**3 農業従事者就業促進施設**

該当なし。

**4 森林の整備その他林業の振興との関連**

該当なし。



## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

農村における農業生産活動は、農産物の供給のほか水源の涵養、洪水の防止、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、食農教育の場の提供など様々な役割を果たしている。

しかし、社会経済情勢の変化に伴い、混住化や兼業化、若年層の農村離れや、農業従事者の高齢化が進行し、集落としての連帯感や地域コミュニティの低下が見られる。

また、防災、防犯、交通に対する安全面や、ごみ処理、排水等に対する衛生面、保健・医療、高齢者・児童に対する福祉面、地域の伝統芸能やスポーツ活動に対する文化面など、様々な課題や問題が多様化している。

このため、地域主体のコミュニティ活動等を通じて農家、非農家を問わず地域住民の合意形成の下、生活環境の改善を図っていくこととし、施設の整備にあたっては、優良農地の確保に十分留意するとともに、施設の適正かつ効率的な整備を図るものとする。

#### (1) 安全性

##### ア 防災

災害に関しては、大規模地震とそれに伴う津波に対する防災対策が重要である。このため、公共施設の耐震対策及び避難施設や防災資機材の充実を図るとともに、市民に地震対策の意識の高揚を図り、自主防災組織の強化育成に取り組む。

また、浸水被害に対しては、河川整備等を進めるとともに適切な維持管理に努めており、関係機関と連携し、石脇川・高草川流域総合的治水対策アクションプラン等により、地域住民の協力を得ながら総合的な治水対策に取り組んでいる。

##### イ 防火

近年の火災件数は、ほぼ横ばい状態が続いており、防火対策の一定の効果が上がっていると思われるが、火災要因が多様化していることから、それに対応する消防施設の充実や消防団、自主防災組織及び志太消防本部と連携した消防体制の強化を図る必要がある。

##### ウ 交通安全

交差点における追突・出会い頭事故が多発しており、交差点部における交通安全施設の整備や交差点改良事業を進める必要がある。

特に、農村部で多く見られる車両すれ違い困難な狭い道路は、農作業効率の低下を招いているため、道路拡幅、交差点改良及び待避所設置の必要がある。

また、近年は子どもや高齢者の交通事故が増加しているため、交通安全協会や学校、自治会、さわやかクラブやいづり連合会等と連携し、これら世代を対象とした交通安全

教育の推進に努めていく。

#### エ 防犯

窃盗や振り込め詐欺が多発していることから、地元住民が警察署や各関係機関と連携のもと、地域防犯体制を強化していく。

### (2) 保健性

#### ア ごみ処理

「循環型社会の形成」を目指し、資源の有効活用、分別収集の徹底による資源化などを更に推進し、ごみ減量に努めていく。

また、既存の処理施設の老朽化に伴う新ごみ処理施設の建設を、引き続き志太広域事務組合と連携して進めていく。

#### イ 排水処理

汚水処理人口普及率は県平均よりも低いため、市全体で汚水処理施設の整備を進めていく必要がある。農業振興地域内の排水は、合併処理浄化槽の設置を推進することで、健全な排水処理を図っていく。

#### ウ し尿

水洗化世帯の増加による生活排水処理形態の変化に伴い、し尿は減少し、浄化槽汚泥は増加が見込まれる。そこで、し尿及び浄化槽汚泥の収集については、効率的な収集計画の策定、収集体制の見直し、収集車両の整備等を図り、汲取り清掃作業事業の円滑な運営に努める。

#### エ 害虫駆除

住民から要請のあるスズメバチの巣の駆除や薬剤費に対する補助を今後も引き続き行っていく。

#### オ 給水

水道水の需要を見極めつつ、老朽化による施設の劣化に対し耐震化を考慮した計画的な更新や維持管理を効率的に行っていくためのシステム等の再構築が必要である。

また、水は限りある資源であることから、市民に更なる節水意識を高めるとともに、適正な料金設定のもと水道事業の健全経営を行っていく。

## カ 保健・医療

市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を身に付けることはもとより、乳幼児からお年寄りまで全ての年齢層に対応した保健サービスの体制強化、育児支援対策、寝たきりや認知症の予防対策、精神保健対策や歯科保健対策の充実を図っていく必要がある。

## (3) 利便性

### ア 交通

富士山静岡空港の開港、及び東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジの開通により、国道 150 号線志太榛南バイパス等の主要路線や土地区画整理施行地区内の幹線道路の整備が急務となっている。

また、乗客の減少により地域のバス路線の縮小が進んでいるが、バス交通は重要な交通手段であることから、今後もバス会社に対して欠損額を補助していく。

### イ 通信

各地区の公民館や区域の市民利用施設の情報機能の強化などを進め市民に身近な地域の情報拠点を形成することが重要となっており、高度情報化社会の進展や情報通信技術の進歩を踏まえつつ、市民や産業界などのニーズに適切に対応した情報提供を行う情報ネットワークシステムの構築が必要である。

## (4) 快適性

### ア 公園

市民の余暇時間の増大、生活行動の多様化、スポーツ・レクリエーション活動の活性化等に伴い、多目的に使用できる公園整備が必要となっており、地元要望を調整し、河川空間など地域の様々な資源の利活用について、総合的に研究していく。

### イ 老人福祉

圏域ごとの高齢者の保健・医療・福祉・介護などの総合相談・支援、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメントを行う中核機関として「地域包括支援センター」を 4 箇所設置しているが、要介護高齢者やひとり暮らしの高齢者が増加していることから当施設を中心に一層のケアを推進する体制を強化する。

### ウ 託児（児童福祉）

保育ニーズが引き続き増加傾向にあることから、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、今後は 0 歳児から 2 歳児を対象とする地域型保育事業の実施などにより対応を図っていく。

また、市内の子育てに関する情報提供、相談、イベント等を充実させていく。

## (5) 文化性

### ア スポーツ活動

既設のスポーツ・レクリエーション施設の老朽化や施設開放に対するニーズの変化に対応するとともに、日常生活の中で気軽にスポーツ・レクリエーションが楽しめる身近な施設や生涯スポーツに向けての施設準備が必要となっている。

### イ 生涯学習の推進

各種講座・学級等の開設・運営のほか、青少年教育、家庭教育、成人教育をバランスよく実施し、幅広い学習機会を提供している。地域における学習拠点である公民館については、公共施設マネジメントの中で、再編について検討を行っている。

### ウ 郷土行事・芸能保存

焼津神社の「荒祭り」、大井八幡宮の「藤守の田遊び」等本市の郷土行事は市民共通の財産であり、これを保存、継承し、後世に確実に伝えていくことが、重要な責務である。

このため、郷土愛を育み地域文化を創造することができるよう、その活用を図るためのシステムづくりが必要である。

## 2 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
防災広場	焼津市 (下江留、吉永、 利右衛門) 14.3ha	焼津市	9	仮称) 大井川防災 広場整備事業 H24 事業開始

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

## 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし。

## 第9 付図

### 別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 生活環境施設整備計画図（付図6号）